

一般取引条件

お客様は、一般社団法人 FLIP コンソーシアム（以下「FLIP コンソーシアム」）に FLIP ROSE ver.7 シリーズ アカデミックディスカウント版（以下「本製品」）の購入または FLIP ROSE ver.7 シリーズ サポートサービス契約（以下「サポートサービス契約」）を申し込む前に、この一般取引条件（以下「本条件」）をよく読み理解する必要があります。本条件は、本製品の購入およびサポートサービス契約を申し込むお客様に適用されます。本製品の購入にあたっては、FLIP ROSE ver.7 シリーズ（アカデミックディスカウント版）エンドユーザー使用許諾契約書（以下「使用許諾契約書」）を、また、サポートサービス契約の申し込みにあたっては、サポートサービス契約をよくお読みください。

第1条 購入資格

- （１）申込者として、本製品の購入申込ウェブフォームより本製品の購入を申し込むことができるのは、使用許諾契約書第1条（１）において本製品を使用できる者として FLIP コンソーシアムが指定する法人、団体または個人（以下「お客様」）とします。なお、法人または団体のお客様の場合は、お客様である法人または団体に所属する無期雇用の正規職員を申込者とします。
- （２）お客様は、お客様が使用する以外の目的のために本製品の購入を申し込むことはできません。
- （３）お客様以外の第三者が、お客様の代わりに本製品の購入に関する手続きの全部または一部を行うことはできません。
- （４）お客様は、本製品の購入を申し込む際に、原本が日本語もしくは英語で発行された申込者の教職員証、学生証、在籍証明書の写し等、FLIP コンソーシアムが定める証明書を提出しなければなりません。なお、万が一、お客様から提出された申込者の証明書の内容において、本製品の購入資格を確認できない場合は、FLIP コンソーシアムは、申込者の所属機関に在籍確認を行うこと、または、法人もしくは団体のお客様の場合は申込者の変更を依頼することがあります。

第2条 製品

- （１）本製品とは、使用許諾契約書にて定める製品のことをいいます。
- （２）お客様は、本製品の購入を申し込む際に、本製品の言語を日本語または英語から選択するものとします。なお、お客様は、本製品の購入後に言語を変更することはできません。

第3条 サポートサービス

- （１）お客様は、サポートサービス契約を申し込むことにより、別途サポートサービス契約に定めるサービス（以下「サポートサービス」）を受けることができます。なお、サポートサービスの契約期間（以下「サポート契約期間」）は、サポートサービス契約にて定める期間とします。
- （２）お客様は、本製品を購入する際に必ずサポートサービス契約を申し込むこととします。なお、本製品の購入時のサポートサービス料金（以下「サポート料」）は、本条件第4条（５）に定めるとおり無料とします。

第4条 料金

- (1) 本製品に係る使用許諾料金、サポート料、サポートサービス契約への再登録に係る料金（以下「再登録料」）、その他の料金は、FLIP コンソーシアムのウェブサイト（<https://www.flip.or.jp>）および FLIP コンソーシアムが発行する様式の見積書または請求書にて定めるものとします。
- (2) 日本国外の取引（以下「国外取引」）における本製品の見積書および請求書に記載された金額は税金、輸入税、源泉所得税、付加価値税およびその他追加でかかる費用（以下「その他国外取引費用」）を全て除きます。お客様は、本製品の到着地税関および関連機関の判断により、本製品の購入に関して、または、FLIP コンソーシアムより提供されるサービスに関して、その他国外取引費用が発生する場合があることに加えて、FLIP コンソーシアムでは、その他国外費用について事前に確認または判断できないことを承諾するものとします。その他国外取引費用は、全てお客様の負担とします。
- (3) 国外取引において、お客様は、お客様が本製品の購入申込ウェブフォームに記入した住所（以下「お客様の住所」）に応じて、別途 Schedule of Shipping and Handling Charges に定める発送手数料を支払うものとします。発送手数料には、FLIP コンソーシアムの事務所からお客様の住所までの通常の梱包方法および発送方法による本製品の送料が含まれます。ただし、使用許諾契約書第 8 条（3）の場合の送料は、FLIP コンソーシアムが負担します。
- (4) 日本国内の取引（以下「国内取引」）における本製品に関する送料（書類等の郵送料を含む）は、本条件第 7 条（1）もしくは（3）または使用許諾契約書第 8 条（2）の場合を除き、FLIP コンソーシアムが負担します。
- (5) 本製品の購入時に契約するサポートサービス契約については、当該サポート契約期間のサポート料を無料とします。ただし、お客様が、購入時に契約したサポートサービス契約の満了日以降も継続して契約（以下「継続契約」）を申し込む場合のサポート料、および、過去に終了したサポートサービス契約を再登録（以下「再登録契約」）する場合のサポート料並びに再登録料は、有料とします。

第 5 条 支払

- (1) お客様は、本条件第 4 条（1）に定める本製品に係る料金について、請求書に記載された金額の全額を FLIP コンソーシアムの指定する銀行口座へ振込または電子送金するものとします。なお、請求書に振込期限の記載がある場合は、その期限までに振込むものとします。
- (2) お客様が公費で本製品を購入する場合、国内取引に限り、原則として、本製品がお客様に納品された日の次月末日までに使用許諾料金を FLIP コンソーシアムに支払うことができるものとします。
- (3) 国内取引に限り、お客様が公費でサポートサービスの継続契約に係るサポート料を支払う場合、原則として、継続契約したサポート契約期間の開始日の次月末日までにサポート料を支払うことができるものとします。
- (4) 国内取引に限り、お客様が公費で再登録契約時のサポート料および再登録料を支払う場合、原則として、使用許諾契約書第 1 条（7）に定めるサポート会員サイトへのログイン ID およびパスワード（以下「ログイン ID・パスワード」）を本条件第 9 条（1）または（3）に定める方

法にて FLIP コンソーシアムがお客様に通知した日の次月末日までにサポート料および再登録料を支払うことができるものとします。

- (5) 本条(2)、(3)、および(4)において、請求書に定める期日から60日を過ぎても、お客様から請求書に記載された全額の支払いが確認できない場合、お客様は FLIP コンソーシアムが、(i)事前の通知なしにお客様のサポート会員サイトのログイン ID・パスワードを無効とし、(ii)さらに本条(2)の場合においては、FLIP コンソーシアムからの通知を受けたお客様は、FLIP コンソーシアムに本製品を全て返品することに同意するものとします。なお、本製品の返品に関する費用は、全てお客様が負担するものとします。
- (6) 振込または電子送金にかかる手数料は、全てお客様の負担とします。

第6条 キャンセル

- (1) お客様が本製品の購入またはサポートサービス契約の申し込みのキャンセルを希望する場合は、FLIP コンソーシアムに速やかに書面または電子メールにてその旨を申し出て、FLIP コンソーシアムの承諾を得るものとします。なお、FLIP コンソーシアムがお客様のキャンセルを承諾する場合においても、キャンセルに伴い生じた費用がある場合は、お客様は、その費用を FLIP コンソーシアムに支払うことに同意するものとします。
- (2) 本条件第7条(1)の場合を除き、お客様が本製品の使用許諾料金またはサポート料、再登録料、その他の料金を振込もしくは電子送金した後は、本製品の購入またはサポートサービス契約の申し込みをキャンセルできないものとします。

第7条 返品、交換、および紛失

- (1) 個人のお客様が本製品を購入後に返品を希望する場合は、本製品のプロテクト用 USB 型 Dongle キー（以下「プロテクトキー」）のパッケージを開封前、かつ、サポート会員サイトのログイン ID・パスワードを記載した通知書（以下「ID・パスワード通知書」）の封筒を開封前である場合に限り、プロテクトキーおよび ID・パスワード通知書がお客様に納品された日より14日以内に書面または電子メールにて FLIP コンソーシアムに連絡することにより、本製品の返品を請求することができます。その際、お客様は、FLIP コンソーシアムへ本製品の返品を請求を行った日より14日以内に、返品にかかる送料はお客様負担の上、プロテクトキーおよび ID・パスワード通知書を未開封のまま FLIP コンソーシアムに返品するものとします。なお、FLIP コンソーシアムが返品されたプロテクトキーおよび ID・パスワード通知書を受け取るまで、プロテクトキーおよび ID・パスワード通知書の紛失に関するリスクはお客様が負うものとします。FLIP コンソーシアムは、お客様から返品されたプロテクトキーおよび ID・パスワード通知書を確認した後、お客様が既に支払った使用許諾料金から振込または電子送金にかかる手数料を差し引いた金額をお客様の指定する銀行口座に返金します。なお、お客様から返品されたプロテクトキーおよび ID・パスワード通知書が、お客様の故意もしくは過失にもとづき開封されていると認められる場合、または全ての同梱物が返品されない場合、FLIP コンソーシアムは、お客様からの返品を請求をお断りする場合があります。その際、お客様への返金は一切行いません。
- (2) 前項の規定にかかわらず、法人または団体のお客様は、いかなる場合も本製品を購入後に返品できないものとします。

- (3) お客様が本条件第13条(2)に基づく確認を行った結果、プロテクトキーに不具合が見つかった場合、FLIP コンソーシアムは、不具合のあるプロテクトキー現品と交換の上、無償で同等のプロテクトキーの再発行を行います。ただし、プロテクトキーが納品された日より30日以内にお客様がFLIP コンソーシアムに不具合について書面または電子メールにて連絡した場合、かつ、お客様がFLIP コンソーシアムに不具合について連絡した日より14日以内に不具合のあるプロテクトキーをFLIP コンソーシアムに返品した場合に限るものとし、交換にかかる送料は、お客様の負担とします。なお、プロテクトキーの不具合の原因がお客様の故意または過失に基づくものであると認められる場合は、無償での再発行は行いません。
- (4) 前項に定める期間を過ぎた後のプロテクトキーの交換については、別途使用許諾契約書第8条(2)および(3)に定めるものとします。
- (5) プロテクトキー現品の交換が不能となった場合は、有償、無償、または本条(3)の期間にかかわらず、プロテクトキーの再発行は行いません。ただし、プロテクトキーがお客様に納品されるまでの輸送中のトラブルにより、プロテクトキー現品の交換が不能となった場合、その原因および状況が明らかであり、かつ、FLIP コンソーシアムが認めた場合に限り、再発行にかかる送料はお客様の負担の上、有償または無償にてプロテクトキーの再発行を行うことがあります。
- (6) サポート会員サイトのログイン ID・パスワードの紛失については、別途サポートサービス契約にて定めるものとします。
- (7) 本条(1)、(3)、(4)および本条件第5条(5)の場合においてプロテクトキーを返品、交換する際は、お客様は、FLIP コンソーシアムからの指示に従い、プロテクトキーを返品するものとします。

第8条 返金

- (1) お客様は、前条(1)の場合を除き、既に支払った本製品の使用許諾料金、サポート料、再登録料およびその他の料金は、返金されないことに同意するものとします。
- (2) サポート契約期間内にお客様もしくはFLIP コンソーシアムの都合によりサポートサービス契約を解約した場合、または、サポートサービス契約が終了した場合、お客様は既に支払ったサポート料および再登録料は、一切返金されないことに同意するものとします。

第9条 発送および提供方法

- (1) 本条件第5条(2)および(4)の場合を除き、FLIP コンソーシアムは、お客様から本条件第5条(1)に定める本製品に係る料金全額の支払いを受けた日の翌日より起算して5営業日以内に以下の①もしくは②のとおり、プロテクトキーまたは ID・パスワード通知書を発送もしくは送信します。
 - ①お客様が本製品の購入を申し込む場合、プロテクトキーおよび ID・パスワード通知書をFLIP コンソーシアムが了承したお客様の住所に発送します。
 - ②お客様がサポートサービス契約の再登録契約を申し込む場合、お客様が登録した連絡担当者の電子メールアドレス宛てに ID・パスワード通知書を送信します。

- (2) 本条件第5条(2)の場合、FLIP コンソーシアムは、お客様に請求書を発行した日の翌日より起算して5営業日以内にFLIP コンソーシアムが了承したお客様の住所にプロテクトキーおよびID・パスワード通知書を発送します。
- (3) 本条件第5条(4)の場合、FLIP コンソーシアムは、お客様に請求書を発行した日の翌日より起算して5営業日以内にお客様が登録した連絡担当者の電子メールアドレス宛てにID・パスワード通知書を送信します。
- (4) プロテクトキーを除く本製品は、お客様がサポート会員サイトよりダウンロードする形式で提供されます。
- (5) 前項に定める本製品のダウンロードの有効期間(以下「ダウンロード有効期間」)は、本製品を購入時においてお客様に発行されたID・パスワード通知書に記載のログインID・パスワードの発行日より6カ月とします。ただし、ダウンロード有効期間後も有効なサポートサービス契約を申し込むお客様の場合は、当該サポート契約期間内、サポート会員サイトより本製品をダウンロードすることができます。
- (6) 国外取引において、FLIP コンソーシアムは、プロテクトキーを最新のインコタームズに基づきCPT(見積書および請求書に記載の指定仕向地)にて引き渡すものとし、「料金」、「紛失および損傷のリスク」および「所有権」については、本条件の各条を参照するものとします。
- (7) お客様が本製品を購入する場合、FLIP コンソーシアムは、FLIP コンソーシアムの通常の梱包方法および発送方法にて、プロテクトキー並びにID・パスワード通知書を発送します。
- (8) お客様が本製品を購入する場合、お客様の住所に送付したプロテクトキーもしくはID・パスワード通知書の受け取りをお客様が拒否したり、または、怠ったり、お客様が必要な指示を怠ったことによりFLIP コンソーシアムがプロテクトキーもしくはID・パスワード通知書を納品または配達できない場合、(i)プロテクトキーもしくはID・パスワード通知書はお客様に引き渡されたものとみなされ、(ii) FLIP コンソーシアムは、FLIP コンソーシアムの判断で、プロテクトキーもしくはID・パスワード通知書を保管することができます。なお、その際、お客様の不履行により生じた全ての費用は、お客様の負担とします。
- (9) お客様がサポートサービスを再登録契約する場合、お客様が登録した連絡担当者の電子メールアドレス宛てに送信したID・パスワード通知書の受け取りをお客様が拒否したり、または、怠ったり、お客様が必要な指示を怠ったことによりFLIP コンソーシアムがID・パスワード通知書を正常に送信できない場合、(i)ID・パスワード通知書はお客様に引き渡されたものとみなされ、(ii) FLIP コンソーシアムは、FLIP コンソーシアムの判断で、ID・パスワード通知書を保管することができます。なお、その際、お客様の不履行により生じた全ての費用は、お客様の負担とします。

第10条 申込み内容の虚偽

- (1) お客様が本製品の購入申し込み時にFLIP コンソーシアムに提出した申込者の教職員証、学生証、在籍証明書の写し等に虚偽があることが判明した場合、FLIP コンソーシアムは、お客様の同意なく、直ちに使用許諾契約およびサポートサービス契約を解除することができるものとします。
- (2) 前項において、既にお客様が本製品を受け取っている場合、お客様は、FLIP コンソーシアムからの通知または指示に従い直ちに本製品の使用を中止し、本製品の全てをFLIP コンソーシアムに

返品または破棄し、お客様が本製品の購入に際して支払った全ての料金は返金されないことに同意するものとします。

- (3) 本条(1)において、お客様がサポートサービスを契約している場合、お客様は、FLIP コンソーシアムがお客様の同意なく、直ちにお客様のサポート会員サイトのログイン ID・パスワードを無効とすること、および、お客様がサポートサービス契約に際して支払った全ての料金は返金されないことに同意するものとします。

第11条 紛失および損傷のリスク

- (1) お客様が本製品を購入する場合、プロテクトキー並びに ID・パスワード通知書の紛失および損傷に関するリスクは、FLIP コンソーシアムが FLIP コンソーシアムの事務所において、プロテクトキーを運送業者に引き渡した時点で、また、ID・パスワード通知書を運送業者に引き渡した時点または郵便差出箱に投函した時点でお客様に移転します。
- (2) お客様がサポートサービスを再登録契約する場合の ID・パスワード通知書の紛失および損傷に関するリスクは、お客様が登録した連絡担当者の電子メールアドレス宛てに FLIP コンソーシアムが ID・パスワード通知書を正常に送信した時点でお客様に移転します。

第12条 所有権

プロテクトキーおよび ID・パスワード通知書の所有権は、お客様が本製品またはサポートサービス契約に係る料金の全額を FLIP コンソーシアムに支払い、かつ、プロテクトキーおよび ID・パスワード通知書がお客様に納品、配達、または送信された時点で、お客様に移転します。

第13条 検品

- (1) FLIP コンソーシアムは、FLIP コンソーシアムの事務所において、発送前にプロテクトキーを検品し、また、ID・パスワード通知書の確認およびサポート会員サイトへのログインテストを行います。
- (2) 本製品を購入したお客様は、プロテクトキーおよび ID・パスワード通知書が納品または配達された後速やかに、プロテクトキーに同梱の「はじめにお読みください」および「FLIP ROSE ver.7 シリーズ 各プログラムおよびプロテクトキーの導入ガイド」に従って、それらの損傷および欠陥の有無について確認を行うとともに、本製品の動作確認を行うものとします。
- (3) 前項の確認の結果、本製品または ID・パスワード通知書の内容に何らかの損傷、欠陥、その他の不具合が見つかった場合、お客様は、プロテクトキーおよび ID・パスワード通知書が納品または配達された日より 30 日以内に書面または電子メールにて FLIP コンソーシアムに連絡するものとし、同期間に連絡しなかった場合は、お客様は本製品および ID・パスワード通知書の内容に損傷、欠陥、その他の不具合がないこと、また、使用許諾契約の内容に適合したと同意したものとみなします。
- (4) サポートサービス契約を再登録契約したお客様は、FLIP コンソーシアムから電子メールで送信された ID・パスワード通知書を受け取った後、速やかにサポート会員サイトへのログインテストを行うものとします。なお、ID・パスワード通知書の内容に何らかの不具合が見つかった場合は、ID・パスワード通知書を添付した FLIP コンソーシアムからの電子メールを受信した日より 30 日以内に

書面または電子メールにて FLIP コンソーシアムに連絡するものとし、同期間に連絡しなかった場合は、お客様は ID・パスワード通知書の内容に不具合がなかったことに同意したものとみなします。

第 14 条 不可抗力

天災地変、政府の命令もしくは抑止、戦争もしくは戦争状態、労働争議もしくはストライキ（FLIP コンソーシアムの従業員が関与しているか否かを問わない）、機械の故障、火災、事故、もしくは FLIP コンソーシアムが制御できないその他の事由が発生した場合は、FLIP コンソーシアムはそれにより、直接的または間接的に起因する製品の発送不能、もしくは契約履行の遅延に関して、責任を負いません。その場合、お客様は FLIP コンソーシアムより申し出があった場合は、本条件および使用許諾契約の解除または一時中止に応じるものとします。

第 15 条 免責

- （１）FLIP コンソーシアムは、本条件の履行にあたり適切な注意および技術を尽くすことを約諾するものとし、本条件、使用許諾契約書、サポートサービス契約に定める内容に反するものであるかに関わらず、かかる注意および技術を尽くしていない場合に限り責任を引き受けます。
- （２）FLIP コンソーシアムによる本条件への違反または FLIP コンソーシアムが適切な注意および技術を尽くさなかったことにより生じた損失、損害もしくは費用（その性質および発生態様の如何を問いません）の請求に関する FLIP コンソーシアムの責任範囲は、いかなる場合であっても、本条件に基づきお客様が支払った本製品に係る料金相当額を超えないものとし、FLIP コンソーシアムは、逸失利益、将来の営業損失、生産の損失またはお客様が締結した契約の解除・取消を含め、間接的、特殊的、付随的または結果的損害に係る請求について責任を負わないものとします。

第 16 条 個人情報の取扱い

FLIP コンソーシアムは、お客様の氏名、住所、電話番号、その他個人を識別することができる情報について、FLIP コンソーシアムのウェブサイト内に規定するプライバシーポリシーに従い、十分な注意を払って取り扱うものとします。

第 17 条 標準時

本条件に関してお客様と FLIP コンソーシアムとの間で用いる日付および時刻は、日本標準時とします。

第 18 条 貿易条件

本条件に規定される全ての貿易条件は、国際商業会議所の最新のインコタームズにより解釈されます。

第 19 条 準拠法および管轄裁判所

- （１）本条件は、効力、解釈および履行を含むすべての事項について、法の抵触に関する原則の適用および国際物品売買契約に関する国際連合条約にかかわらず、日本国の法律を準拠法とします。
- （２）本条件に関する紛争の解決については、日本国の京都地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

第20条 本条件の変更

- (1) FLIP コンソーシアムは、本条件について状況の変化その他相当の理由があると認められる場合、本条件を変更することができます。FLIP コンソーシアムが本条件を変更しようとするときは、お客様に対し当該変更内容を電子メールもしくは書面により通知し、またはインターネットその他相当な方法で公表します。
- (2) 前項の変更は、通知又は公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

附則

本規約の制定施行：2018年8月31日

最終更新日：2023年9月18日